

## 平成22年度 第6回三重県公共事業評価審査委員会議事録

1 日 時 平成23年2月7日(月) 14時00分～16時30分

2 場 所 三重県吉田山会館2階 206会議室

3 出席者

(1) 委 員

葛葉泰久委員長、大森達也副委員長、岩田俊二委員、芝崎裕也委員、田中彩子委員、南部美智代委員、野口あゆみ委員、宮岡邦任委員、森下光子委員

(2) 三重県

(環境森林部) 西村 森林・林業分野総括室長

(県土整備部) 北川 県土整備部長

福島 道路政策分野総括室長

奥野 住まいまちづくり分野総括室長

立花 下水道室長

長谷川 港湾・海岸室長

事務局 土井 公共事業総合政策分野総括室長

里 公共事業運営室長 ほか

## 4 議事内容

### (1) 三重県公共事業評価審査委員会開会

(公共事業運営室長)

お待たせをいたしました。ただ今から、平成22年度第6回三重県公共事業評価審査委員会を開催いたします。

委員の皆様方には大変お忙しいところ、お集まりをいただきましてどうもありがとうございます。

それでは、座って進めさせていただきます。

本審査委員会につきましては、原則公開ということで開催をさせていただいております。本日の審議において傍聴を許可するというところでよろしいでしょうか。

(委員長)

委員の皆さん、傍聴を許可ということでよろしいですね。

はい、では、傍聴を許可いたします。

(公共事業運営室長)

ありがとうございます。本日は、10名の委員中、現在8名の委員にご出席をいただいておりますので、三重県公共事業評価審査委員会条例第6条第2項に基づき本委員会が成立することをご報告いたします。

それでは、本年度最後の評価審査委員会ということでもございますので、公共事業総合推進本部の副本部長であります県土整備部部長の北川からごあいさつ申し上げます。

(県土整備部長)

県土整備部長の北川でございます。委員長様はじめ、委員の方々には1年間ありがとうございました。ご苦勞様でございました。今日、最終ということで、本年度、再評価では9事業を評価いただきまして、事業の継続を了承するのご答申をいただきました。ただし、委員の皆様方からいろんなご意見をいただいておりますので、それらを踏まえながら、今後、継続はさせていただきますが、そういう意見も反映させていただきたいと思っております。

また、事後評価につきましては7事業の評価をいただきまして、事後評価の妥当性を認めるのご答申いただきましたが、これについてもいただいた意見を今後の事業計画、今、事業中の箇所等にも活かしていきたいと思っております。

県は今、来年度の予算をちょうどこれから議会上げていくという状況でございますが、この委員会でも評価していただいている事業の大多数が国の補助事業ということでやってきましたが、来年度から、そのうちの半分近くというか、最終的には分からないですが、少ないと3割5分と4割を超える部分が一括交付金ということで、県土整備部の関係では国の社会資本整備交付金、環境森林部、農水商工部関係では、農山漁村地域整備交付金、これのうち何割かが一括交付金だと。県へまとめて来て、県の中でその使い道を決めるということで、公共事業だけじゃなくて、ほかの福祉とか医療とかそういった部分も含めて、県の裁量で使い道を決めていくという制度改革がなされる。

その中で、この委員会でも公共事業について、社会資本整備について、その必要性とか効果とか効率性をご審議いただいておりますが、そこら辺ますます重要性が出てくるのかと。やっぱり公共事業も決められた予算が必ず確保できるという時代ではなくなってきましたので、今後、ますますそういった観点でのチェックが必要かなと思っております。

本日、この後、各部の担当者より事業の方針について説明させていただきます。また、この方針についても、先生方からいただいた意見について反映させておるつもりではございますが、また、ご意見等あると思っておりますので、ぜひ、活発なご議論をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(公共事業運営室長)

ありがとうございました。北川部長は公務がございまして、誠に申し訳ございませんが、

ここで退席をさせていただきます。

それでは、お手元の委員会資料の確認をお願いいたします。資料は、赤いインデックスで1番から6番まで資料編ということで添付をしてございます。皆様方には本日の資料4につきましては、事前にお配りをさせていただいておりますが、資料はおそろいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、本日の議事について、事務局から説明をいたします。

(事務局)

事務局を担当してます保田です。よろしくお願いいたします。座って失礼いたします。

本日は資料1の議事次第の2にございますように、平成22年度公共事業評価結果と対応方針について、これまで委員会でご審議いただきました事業における事業方針を、資料4の事業方針書に基づいて説明させていただきます。再評価事業につきまして、まず、公共事業推進本部から全体の対応方針として各部長それぞれ説明いたします。

続きまして、環境森林部、県土整備部の順で個々の取組を一括して説明いたします。その後で意見交換の時間を取りますので、ご質問のある場合は、その際によりしくお願いいたします。

引き続き、事後評価対象事業につきまして、再評価と同様に公共事業総合推進本部から全体の説明と各部共通の取組を説明し、続いて、県土整備部の個々の取組を一括して説明いたします。その後で同様に意見交換の時間を取らせていただきます。よろしくお願いいたします。

最後に、議事次第3の平成23年度公共事業再評価及び事後評価実施予定事業について、事務局より説明させていただきます。

なお、資料の最後に青いインデックスで資料編を添付しております。ここには今年度の再評価箇所、事後評価箇所の概要を掲載しておりますので、合わせてご参照ください。

(公共事業運営室長)

議事についての説明は以上でございます。

それでは、以降の進行につきましては委員長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(委員長)

はい、分かりました。委員の皆さん、ただ今、ご説明いただきました内容で何かご意見、ご質問等ございませんか。

はい。特に無いようですので、議事を進めたいと思います。まず、議事次第2番の平成22年度公共事業評価結果と対応方針について、事務局をお願いいたします。

## (2) 平成22年度公共事業評価結果と対応方針について

### 1) 再評価結果における今後の事業方針

(公共事業運営室長)

それでは、議事次第の2の1. 再評価結果における今後の事業方針について説明をさせていただきます。まずは、公共事業総合推進本部から再評価事業の全体の対応方針を報告いたします。

(公共事業総合政策分野総括室長)

どうも今日はありがとうございます。公共事業総合推進本部の事務局長をしております土井です。どうぞよろしくお願いいたします。

座って説明させていただきます。

資料4を見ていただきますようお願いいたします。平成22年度の公共事業評価結果における事業方針書でございます。これをもって説明させていただきます。1ページをご覧くださいますと全体像でございますが、今年度、さきほど部長が言いましたように9事業、番号では2番が欠番になっておりますので、10番までありますが、9事業について審議をいただきました。

その結果、2ページにありますように、県の「継続したい」という対応方針につきまして、事業継続を了承するというご答申をいただきました。本日、ご報告をいたします事業方針は、委員会の答申を最大限尊重しましたうえで、再評価対象事業の対応方針と合わせてちょうだいしましたご意見、いろいろ審議の中でもいただきました意見等も踏まえて、事業主体が考えました課題に対する事業への対応方針としていろいろまとめたものでございます。この事業方針は、委員会でのご審議の後、各事業室で算定した方針を、公共事業総合推進本部というしておりますが、これは副知事がキャップで、公共3部の部長が副本部長、そのほか出納、総務、政策部長が参画している会議ですが、そこで、三重県の方針として審議を行って決定したものでございます。事業につきましては継続とさせていただきますが、それぞれの具体的な対応方針につきましては、私から各部共通の部分については説明させていただきます。そして、その後それぞれの部、県土、環境森林部についてそれぞれの総括室長から説明するという手順で考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、3ページをご覧ください。社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業についてということで総括意見をいただいております。平成22年、昨年10月4日に開催されました第2回の委員会において、社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業に関して評価を行う場合は、最新のデータを利用されたいという意見をいただきました。少し思い返していただきますと、これは人口減少など社会情勢に応じて計画の見直しを行っております流域下水道事業の再評価におきまして指摘を受けたものです。具体的には、伊勢湾の水質保全にかかる効果を算定するにあたりまして、便益を計算するのに住民の支払い意思額を平成10年に愛知県、岐阜県、三重県で行いましたア

ンケートを用いてそれを算定していたということで、非常に古いというようなご意見を踏まえていただいた意見ということで理解しております。

それに対しまして、今後の対応方針でございますが、ここにありますように極力最新のデータを用いて分析をする、これは当然のことだと考えております。しかしながら、今回のように影響範囲が他県、他市にわたる場合などは、最新のデータをすべて収集できないこともあり、分析するために必要なデータが不足するということもあるかと思えます。そのような場合には、他県、市町等と調整しまして適切なデータの収集に努めていきたいと。そして、必要に応じて時点修正するなどの工夫を行いながら評価をさせていただき、これについては当然ということでございますが、このような対応について今後とも鋭意努力、実施していくということでございます。それが3ページの指摘でございます。

次、4ページでございますが、環境に及ぼす事業の効果についてということで、これにつきましては、昨年10月4日に開催されました第2回委員会におきまして、これも同じように流域下水道にかかる再評価におきまして、伊勢湾全体の環境基準の達成にかかる効果について、一応下水道ということで説明をさせていただきました。ただ、伊勢湾全体ということで非常に範囲が広すぎて、事業効果が非常に見えにくいということで、放流水による直接的な影響についても考慮されたいという意見をいただいたところでございます。

そして、その意見をもとに、その次の11月8日に開催されました第3回の委員会において、同じく流域下水道の案件で対象地域の説明も一応行いましたが、環境に及ぼす事業の効果を分かりやすく説明するためには、そのような説明に際して、環境の時間的、空間的な変化に対応できるような調査を行い、十分な解析を行われたいということで、二段階の意見をいただいたという理解をしております。まず、1つは対象区域をきちんと、分かりやすく区切って、広すぎるような対象区域にならないようにする。それに対しては、時間的、空間的な変化もきちんと把握して調査を行うというようなご意見をいただいたところでございます。

2番の対応方針でございますが、この今後はと書いてありますが、各事業目的に即した効果について、当然対象地域に係るデータ等も整理するとともに、ご指摘の時間的、空間的な変化を把握するというので、過去、いろいろな累積したデータがあれば、それも活用しながら環境に及ぼす事業の効果についても、今後とも分かりやすい説明をしていくという対応方針でございます。以上、各部共通の2つの総括意見に対する対応方針でございます。

(公共事業運営室長)

では、引き続きまして、資料の5ページを環境森林部からご説明願います。

(森林・林業分野総括室長)

環境森林部森林・林業分野総括室長の西村です。よろしくお願いいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

5ページ、森林整備事業の対応方針についてでございます。場所は、松阪市飯南町の波留相津線森林管理道でございます。この路線につきましては、平成22年11月22日の第4回評価

審査委員会で審査の結果、「事業継続の妥当性が認められたことから、事業継続を了承する」とのご答申をいただきました。また、あわせて三重の林業活性化を目的とした総合的な施策、特に担い手の育成をさらに推進されたいとのご意見をいただいたところでございます。

そもそも林道というのは森林を適正に管理することで、当然林業の生産性の向上を図って、持続的な林業経営の確立、林業の振興を図るとともに、森林の持つ様々な公益的機能を維持・増進するための基幹的な施設として整備しております。この路線もそうなのですが、いろいろな路線によりましては、集落間を結ぶ道とか、あと、山のちょっと奥地にあります保健休養施設へのアクセスなど、いろいろな役割を担って林道をつけております。

また、今回ご審議いただきました県営林道でございますが、そもそも、林道というのは市町の施工が大原則でございます。補助事業とって、県では直接はやらないんですが、特に今回のように地域の骨格となる大規模な路線は、市町からの施工依頼を受けまして、県営として実施しているところです。これは市町によりましては、特に林道専門の職員もおりませんし、様々な技術の問題とかがありまして、市町から施工依頼を受けております。

今回、再評価の結果の対応方針でございますが、当林道が林業生産性の向上や森林資源の有効活用につながり、また、森林の公益的機能の維持、増進が期待できることから、さらに林道開設コストの縮減を図るとともに、周囲の環境への配慮も合わせて努めまして、当林道に係る森林の持続的な経営管理等、円滑なみどりの循環、山は植えるだけではものになりませんのできちんと育てて適切な時期に木を切り出して利用していく、このようなみどりの循環に資するよう、早期完了をめざして事業を継続していきます。

事業の課題でございますが、持続的な林業経営を確立し、林業を活性化するためには、今回ご承認いただきました骨格となる林道を、そこから支線というんですか、簡易な道でございますが、作業を円滑にするための作業道とか作業路というようなものを林内路網として網の目のように巡らせて労働強度の軽減を図っていくとか、そういう路網を充実することによって林業生産性を向上するとともに、こういう林業生産活動を担う林業経営体や林業従事者などの育成を推進する必要があると。

また、今回評価でいろいろ意見をいただきましたが、林道事業に係る事業評価につきましても、その手法をより分かりやすく適正な評価が行えるよう改善を図っていく必要があるという課題が出ました。

まず、産業の面でございますが、国では木材自給率50%をめざす森林・林業再生プランというのを、新政権になって打ち出しております。平成23年度の予算を見ましても、これらを具体的に推進する策として、森林の団地化、施業の集約化、路網整備の推進、新たに森林法を改正して、森林経営計画というのを一定のまとまりのあるところで作っていくということが示されております。

本県におきましては、これまでもそのような取組をやっておって、国よりも1年早く平成21年度、一昨年から「がんばる三重の林業創出事業」という事業を県単独で立ち上げまして、森林の団地化、施業の集約化を推進してまいりました。国のほうでもまさにそのような方針が打ち出されまして、これをきちんと進めていくためには、やはり骨格となる林道の整備、

それから、先ほども言いましたが、市町や事業者等が作業をするための道をうまく組み合わせてやっていく、このための支援を我々やっていくということで、今、予算をきちんと要望しているところでございます。

また、お話のありました林業の担い手についてでございますが、当然小さいときからのふれ合いも大切でございます。それから、高校生を対象とした林業の就業体験学習も2校から7校に増やしまして今年度実施しております。また、来年度も引き続き実施していきたいと考えております。

就業した人を、地域を指導するような人に養成するというんですか、なっただけのためのOJTの研修とか、また、県以外に農林水産支援センターというところでも技能研修とか就業フェアを行っておりますので、ここへの協力というところをやりまして、後継者や中核となる林業事業体等の育成をさらに推進していくこととしております。

また、評価の面でございますが、林道事業の評価につきましては、林野庁の定める林野公共事業における事前評価マニュアルに基づき計算を行っておりますが、なかなか便益の種類とか計算方法等、少し難しい面もございますので、さらにこういうようなものについて検討を加え、改善点について林野庁に積極的に提案、要望を行って、本当に分かりやすい評価手法にやっていきたいと考えております。こういうような方針で、我々、この森林整備事業については継続ということで対応させていただきますので、よろしく願いいたします。

(公共事業運営室長)

はい、ありがとうございます。それでは、7ページ以降は県土整備部でございます。まずは流域下水道事業についてお願いいたします。

(下水道室長)

流域下水道事業の対応方針につきまして、再評価の審査をいただきましたのは、下水道事業3番、中勢沿岸流域下水道(雲出川左岸処理区)、4番、同じく中勢沿岸流域下水道(松阪処理区)、5番、宮川流域下水道(宮川処理区)の3つを審査いただきました。

委員会でいただきました意見といたしましては、平成22年10月4日に開催されました第2回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、3番の中勢沿岸流域(雲出川左岸処理区)、5番の宮川流域下水道(宮川処理区)につきましては、「事業継続の妥当性が認められたことから、事業継続を了承する」というご答申をいただきました。

また、平成22年11月8日に開催されました第3回の委員会におきましては、4番の中勢沿岸流域下水道(松阪処理区)につきまして「事業の継続を了承する」というご答申をいただきました。そのときに、合わせて3番5番につきましては、「下水道事業においては他機関、他部署からのデータ取得を含め、処理水の生態系に及ぼす影響についても厳密に調査されたい」というご意見をいただいております。4番につきましては、「流域下水道事業の効果の発現のため、関係市町との連携を密にして事業推進を図られたい」とのご意見をいただいております。

次に、下水道事業の背景でございますが、流域下水道事業は、複数の市町が整備する管渠と、県が整備する幹線管渠及び処理場を一体的に整備していく共同事業でございます。伊勢湾などの公共用水域の水質保全や、生活環境の改善などの役割を担っております。三重県の下水道普及率は全国に比べますと、まだまだ低い水準でございますので、整備を進める必要があると思っております。

中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）は、対象地域である津市の汚水を、同じく松阪処理区は津市、松阪市、多気町の汚水を、宮川流域下水道（宮川処理区）につきましては、伊勢市、玉城町、明和町の汚水処理を対象としております。

再評価事業の対応方針でございますが、公共用水域の水質保全や生活環境の改善を図るため、関係市町と連携を図り、当該流域下水道の事業を継続してがんばっていききたいと思っております。

事業への対応方針としましては、事業の課題として、いろいろ議論の中心にもなっておりますが、今後、近年の人口減少や高齢化などの社会情勢の変化に対応するため、より一層効率的な整備を進める必要があると思っております。

また、処理水による環境への影響については、引き続き、状況を把握していく必要があると思っております。

課題の解決方針としましては、関係市町とますます連携を密にして、人口減少等社会情勢の変化に対応した計画となるよう、定期的に見直しを進めることで効果的な整備を行い、下水道の推進を図っていきます。

また、各処理区の周辺海域等で継続して行っている環境調査の内容を再度チェックし、処理水の生態系に及ぼす影響について、分かりやすく説明できるものとなるよう努めてまいります。特に、先ほども総括意見のところにもございましたように、下水道の処理水の生態系に及ぼす影響という観点につきましては、特に水質調査というところに力点を置いてきたので、なかなか生態系に及ぼす影響について分かりやすく説明できなかつたということも踏まえて、現在、既存の調査、他機関の調査結果等も含めて洗い出し、また、分かりやすく説明できるようにはどのようにしていくかということについて、いろいろな問題点の洗い出しをやっておりまして、精力的にその点について改善してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

（公共事業運営室長）

では、引き続き、道路事業をお願いいたします。

（道路政策分野総括室長）

県土整備部道路政策分野の総括室長をしております福島でございます。座って説明をさせていただきます。

資料の9ページでございます。道路事業の対応方針についてということで、今回の再評価審査対象事業は、今、お手元ご覧いただいております道路事業の6番から10番までの5事



業でございます。委員会からいただいた意見でございますが、昨年11月の第4回委員会におけます審査の結果、6番の第二伊勢道路と7番の鷲方磯部バイパスにつきましては、「事業継続の妥当性が認められたことから、事業継続を了承する」とのご答申をいただいたところでございます。

また、合わせまして道路事業の費用効果分析におきましては、「マニュアルに規定されております3便益だけではなくて、観光、防災、救急救命等、その他の効果についても、背景も含めて説明されたい」。また、6番の第二伊勢道路につきましては、第二伊勢道路は今の伊勢二見鳥羽ラインのうち、一部伊勢二見鳥羽有料道路でして、有料道路を抱えておると、その区間に接続するために、「利用者に混乱を生じさせないよう対策を講じられたい」とのご意見をいただいたところでございます。

また、昨年12月の第5回委員会におきます審査の結果、8番の仁柿峠バイパス、9番の三田坂バイパス、10番の八知山拡幅につきましては、「事業継続の妥当性が認められたことから、事業継続を了承する」との答申をいただいたところでございます。また、合わせまして、残った残事業の早期完成に向けまして、「計画的で効率的な事業執行を求めるものである」と。また、「交通量推計については、より現実的で分かりやすい説明をされたい」とのご意見をいただきました。

道路事業全体の事業の背景でございますが、道路は地域間の交流、産業や経済の発展、良好な居住環境の形成及び防災機能の強化など、県民生活を支える重要な社会基盤でございます。しかし、本県の道路整備の状況はまだまだ十分ではない状況でございます。平成15年の10月に新道路整備戦略を策定しまして、道路事業の重点的、効率的かつ計画的な整備に努めているところでございます。

10ページにまいります。今回、再評価を行いました5つの事業は、それぞれ交通渋滞の解消、安全で円滑な交通の確保、緊急輸送道路としての機能強化を図ることなどを目的として事業を進めておるところでございます。これら対象事業の対応方針につきましては、再評価におきまして事業継続の妥当性を確認されたことから、事業効果の早期発現に向けて事業を継続して実施してまいり所存でございます。

事業への対応方針でございます。事業の課題でございますが、今回の再評価審査対象事業は、それぞれ道幅が狭く線形も悪いこと、あるいは通行止めとなっているなど、安全で円滑な通行の支障を解消しようとするものであることから、早期に整備が必要でございます。

事業効果につきましては、マニュアルに規定されております3つの便益だけではなくて、観光、防災、救急救命等その他の効果もご指摘のとおりあることから、それらの効果についても調査、把握する必要があると考えております。

なお、第5回の委員会におきましては、その他の効果についても調査・把握をして説明をさせていただいたところでございます。

また、将来の交通量につきましては、できる限り県民の皆様等にも分かりやすい説明をしていく必要があると考えております。

なお、一般国道167号の第二伊勢道路でございますが、ご指摘のとおり有料区間に接続する

ことから、利用者に混乱を生じさせないように案内標識などの対策を行う必要があると考えております。実はこれ有料区間に接続するということに加えまして、今現在、今年度はまず昨年の6月から、さらに接続しております伊勢自動車道の無料化社会実験が国のほうで行われておりまして、まだこれが来年度どうなるのか、これは将来的にも無料になるのか、有料が選択されるのかというところがまだ少し不透明なところがございますが、そういう部分にも適切に対応して、その案内等、利用者の混乱を生じないように案内をしていかないといけないと認識しておるところでございます。

では、課題の解決方針でございますが、今後の事業執行につきましては、引き続き、市町や地元関係機関との連携を十分に図りまして、早期完成に向けまして計画的かつ効率的な事業執行に努めてまいります。

事業効果につきましては、観光、防災、救急救命等その他の効果についても、背景も含めまして調査・把握に努めてまいります。また、将来交通量につきましては、分かりやすい説明に努めてまいります。最後に、道路の案内につきましては、利用者に混乱などを生じさせないように、案内標識の表示内容や設置位置等について関係機関と十分に協議・調整を行って適切に対応してまいります。道路事業の対応方針についての説明は以上でございます。

(公共事業運営室長)

はい、ありがとうございます。再評価対象事業の事業方針についての説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

(委員長)

委員の皆さん、今年度、委員会で審査を行いました再評価対象事業のまず共通事項、それから個々の事業について今後の方針をご説明していただきました。ただ今のご説明の内容に関しまして、ご意見、ご質問等をいただけたらと思うんですが、今いただいた内容について、それに対して何かご質問、コメントがあればという形でまずは進めさせていただきたいと思っております。どの事業からでも結構ですのでご質問等をお願いいたします。

(委員)

今回も「努めます」とか、「対応します」というのが非常に多かったんですが、去年もお話聞いた森林整備事業の対応ですが、去年も「がんばる三重の林業」のお話をされて、育成者をつくっていくんだということだったんですが、実際にこういう育成の数値目標みたいなのを設定されているのでしょうか。どれぐらいのスパンでどれぐらいの効果を出せる目標の下で設定されているのかということです。例えば、国であれば木材自給率50%というものを出すのに対して、三重県であればどういう数値目標の下でこういう施策を実施されているのかということをお伺いしたいんです。

(森林・林業分野総括室長)

三重県ではがんばる三重の林業をつくったときに、今、大体30万 $\text{m}^3$ 弱ぐらい生産をしておるんですが、これを50万 $\text{m}^3$ ぐらいに増やすという目標を立てております。この自給率50%とかなりダブってくるのは、今、木材の自給率50%と言ってるんですが、経済がちょっと落ちてく中では、木材の使用量も若干落ちておるんですね。そうなってきたときに、1年ずれてますが、国の50%に結構近いような数字で今考えてます。

そのためにはどれくらい団地をつくっていかなければならないかとかいうものもございまして、大体1年間に25団地から30団地ぐらいつくっていくと。小規模の森林所有者をまとめながら、5ヶ年計画のようなものをその団地ごとに立てていただいて、5年間でこういう道をつくって、こことこことこを毎年間伐していきますとか、そういうようなのをきちんと出していただいています。

これ、なんでこんなことをやるかという、担い手のところにもかなり連動してくるんですが、林業は今TPPでいろいろありますが、もう昭和39年に関税自由化ということで、丸太の関税はほとんどないし、製材品に至っても0~6%ぐらい関税の中で闘ってきたわけですね。どういうふうなことが起こったかという、やはり安い外材に、当時は国産材の自給率って、ほとんど100%に近いような数字だったんですが、ガバッと入ってきて、今やもう20何%、ちょっと戻りましたが、3割を切っている状態、本当にベタベタのとこまでいったわけですね。価格も下がったと。こういう中で、今、中国がかなり木材を使うようになって、国産材自給率というのを謳うと同時に、今、ロシアの材が日本海沿岸に入ってきていたのが、もう入らなくなってきており、生産性を上げていかなければならないと。だけど、林業の技術も危険、3K5Kの代表的な仕事みたいなものもありますし、それから技術も要するという中で、安定的な仕事を確保せんと、担い手がなかなか育成できないということで、生産性も上げないといかんけど、将来の担い手も確保するということががんばるを始めたというようなところでございます。ですので、そういう計画的に木材が出てきて、使っていただけるところも大量の需要先というところと直接交渉なりをしながら、使っていただけるように今やっておると。それが先ほど言いました、目標としては10年で50万 $\text{m}^3$ ぐらい生産をめざしてやったわけですね。

(委員)

平成21年度からですよ。2年近く経って、どれぐらい成果が今上がっているのかお伺いしたいんです。

(森林・林業分野総括室長)

正確な数字は覚えておりませんが、目標をかなり上回って団地数が設定されてきていることは確かです。昨年、20団地の計画に対して、48団地できたと思うんです。それで、今まで何が阻害要因だったかという、今までは木を植えたり、育林とか、一銭も入ってこない仕事をやってたわけですね。

今度、団地を設定して間伐材を出して、ちょっとでもお金が入るのが見えてきたら、そんな金にならないだろうと思って放っておいた山も、ちょっとうちの山もやってくれというのが見えてきて、そういうので進めやすくなったというのもあります。

(委員)

その効果は中国市場が大きくなってきて、海外の木材生産業者が日本市場よりも中国市場に流れて、日本市場の供給が不足しがちになって、国内生産でいくという効果もあったんですか。

(森林・林業分野総括室長)

そうです。その代表的なのが合板でございまして、今、三重県には合板工場はございません。一番近いのが京都の舞鶴にあるんです。三重県からも大きなトレーラーでそこに今運んでおります。その合板工場もほとんどがロシアカラマツだったんですが、できるだけ国産材にしていくと言ってくれてございまして、直接に持って行ったり、それはこのがんばるとかで出てくる材を、合板の材は結構安いもんですから、市場を通さずに直接運んでいくと。そうすると、いろんな手数料が要りませんので、その分コスト縮減が図られるということでやっています。

(委員)

8ページの下水道についてです。計画を定期的に見直しを進めるとありましたが、下水道のプランは、数年前に出来たばかりだと思います。どのぐらいのスパンでこの定期的な見直しをこれから考えていかれるのか。

(下水道室長)

積み上げになってございまして、まず、今一番最初にやるのは三重県の生活排水処理のアクションプログラムというのがございまして、アクションプログラムに基づいてどういう汚水処理をするかというような守備範囲が決まってまいりますので、それが決まってまいりました後で流域の総合計画を立てます。またこれを承認に出してというようなことで、また承認をいただいてから、今度は実施計画という形のサイクルをやっているんですが、実際、そういう作業に時間がかかってございまして、流域の総合計画、おおむね認められたり、最後にちょっと水収支の関係とかいろんなところで難しいところがありますので、事業には影響ないんですが、そういうところの分が残っている中で、また今も現在もアクションプログラムの見直しの作業をやってございまして、市町村の意見を聞いて、生活排水対策推進本部というのを環境部のほうで、私どもも委員の中に入っておりますが、そこでまたとりまとめをやって、本当にぐるぐる回っているというのが実体でございまして。特に少子高齢化の速度が早まっておりますので、そのサイクルも例えば5年ごととか決められたものでなくて、スパンが短くなっているのも確かでございます。今、また現行の流域の総合計画、実施計画もあります。

今回、アクションプログラムが来年度までかかると思うんですが、見直されたら、それに伴ってまた流域の総合計画も回していく形でやっていくことでございます。

(委員長)

ほかの委員の方、何か。まず、委員お願いします。

(委員)

6 ページの森林のこともう一度お聞きしたいのですが、木材自給率50%をめざすプランを国のほうが平成23年度から出している。しかし、三重県は先進的にされたのかと思いますが、21年度から取り組んでいる。その国のプランと、21年度から取り組んでいる三重県のプランとの大きな差異が何かあるのか。完全に路線は国の方針と一致していて、何歩も先を行っているのかどうかとか、そういうことをお聞きしたいんです。

(森林・林業分野総括室長)

団地の考え方ですが、大きな山持ちもございしますが、森林所有者の平均的な個々では総じて5haとか結構少ない。田んぼで言ったらかなりの面積なんです。森林で言うと本当に小さい。それを束ねて、例えば10ha、30haというように束ねて計画的にやるという方針で我々来たわけです。

そしたら、国の方で出してきたのは、例えば一つの谷がありますよね、その谷をぐるっと囲むような格好でまとめたかどうかというのが国の方から出てきました。我々そこまで考えなかったんですが、結局、束ねる中で、道を付けていくにしても一つの谷でつけていくわけですので、国が出してきたのと今やっているのがほとんど変わらないような状態です。

国は今度どのような方針を出したかという、そういう計画を立てたところには補助金を出しませんという方向を出してきたんですね。ですので、我々本当に先を行っていてよかったというのが、今までばらまき型の補助金で山の施策をやってきたんですが、がんばるといっては、まとめたところに対して手厚い補助をしようというのでやってきましたので、国がそこしか出さないという方針を出してきたのと非常にうまいこと合っています。急にまとめよと言われても、5人10人をまとめるのもすぐにはできないので、一歩先へ行ってよかったなということでございます。

(委員)

そうすると、補助金もかなり入ってくるであろうという見込みがあるのでしょうか。

(森林・林業分野総括室長)

補助金の率とかは変わらないんですが、国がそういうばらまきはやめて、そういうまとまってきたりと林業経営なり何なりを見据えていくところには、もう補助金を出しませんという方向になってきましたので、引き続いて林業をやっていく意欲のある人にとってはあり

がたい制度で、ばらまかれる、薄くなるんじゃないくて、集中投資していただけるということではありがたいかなど。ただ、なかなかそういうのをまとめるというのがこれからはかなり力が要ることになります。

(委員)

では、そういう国の方針に従っているので、先は明るいよというようなお話を森林に携わっている方々に三重県としてはお話もしながら、まとめていけそうな気配はあると思っていいんですか。

(森林・林業分野総括室長)

はい。先ほど直送の話とかさせていただいたんですが、国産材は、今本当に転換点なんです。国も去年、公共建築物の木造化を国交省と農林相が共管で法律をつくって、公共建築物はもう木造にしてくれと。今まで学校建築とかは非木造というんですか、コンクリート系で造っていくという方針が出ていたのですが、文科省も含めて、もう学校も基本的には木造にしていくと。木造にできない、今は建築基準法で学校だったら2階建てまでしかできないんですが、それを超える分については内装に木材を使っていく。しかも、国交省では建築基準法を見直して、3階建てぐらいまでできるように今検討していると聞いています。

これもすべてそういう木材自給率50%という、生産もせないかんけど、使うところも当然必要ですので、官民一体となってやっていくという方向があるんですが、そこでなんで道とかが必要かという、木材価格、さっき言いましたように国際価格になってるわけです。昔だったら1 m<sup>3</sup>あたり2万5,000円、3万円したのが、もう1万円を切っているような状況の中で、価格は上がらないと思うんです、そんなにも。

そんな中では、生産性の向上、コスト縮減、いろんなことをかみ合わせる中では、林道なり道なりは生産性を上げると。我々何を言ってるかという、安い材は市場みたいなのに出してきて手数料を取られていたのでは、余計利益がなくなりますから、直送したらどうかとか、こういうようなところでどうにかこうにかちよつとだけ、本当にわずかなんですが、森林所有者の方にお金を渡せることができるようになったと。ですから、放っておいた山が本当にわずかですが、お金もらえるんだっただけというので少し変わりつつあります。

(委員)

ありがとうございます。両肩にかかっていると思いますので、よろしくお願いします。

(委員)

森林の事業のことで聞きたいのですが、小規模の単位、最低面積に関して5haという言葉が出ました。これは最低単位で、最高単位はどれぐらいまであるんですか。所有者の大体で。

(森林・林業分野総括室長)

最高は大体2,500とか3,000ha持っております。ただ、たくさん持っている人でも、一谷全部持っている人というのは少ないんです。所有者の方が1,000ha持っている人でも、5ha、20haとかが分散している箇所がかなりあります。

(委員)

気になってるのは、現実的な話の中で、集中と選択でこの事業しっかりと進めていくってことだと思ってるんですが、県下全体でその意識で統一されているかということが心配なところがありまして。

例えば、熊野地方だと、もう小規模の森林の所有者の方は、どうせほったらかしにしているので、もう声もかけないんだみたいな声が聞こえてくるんですね。だから、県下ずっと津々浦々見ていっても、多分放置林とかがかなり多いと思うんですが、その辺の事業の中での優先順位というのは実際にあるんでしょうか、ないんでしょうか。

(森林・林業分野総括室長)

優先順位というか承諾をいただかないと、個人の財産ですので、勝手に道ついたり、勝手に木を切ったりできませんので、森林組合なりが中心になって個人さんに働きかける。

それから、もう1つは、今、我々のほうで全森林所有者を拾い出して、ダイレクトメールで間伐しませんかとかいろんな情報を送って、アンケートみたいなのも入れて、返事が返ってくる仕組みで今やっています。そういうようなところも使いながら、そうはいうものの、なかなか難しい。ここをこうまとめるんだったらちょっと力が要るなというのはちょっと遅れていくかもわかりませんが、全県的にそれはやっていくことにしています。

(委員)

ありがとうございました。

(委員)

同じく森林のことで、例えば日本のお米を皆さん食べて、海外からも輸入してありますが、あまり食べませんよね、海外のものは。それから、リンゴなんかだって日本のリンゴを食べたり。木材だってやっぱり日本の材を使って伝統的工法、在来工法でやるといいとかいう需要の掘り起こしということ、さっきの公共施設はやるとかいう法律ができたというお話でしたが、需要の掘り起こしをしたほうがいいかなど。そういう意味で委員会の意見というのはあったんじゃないかと思うんですね、総合的な施策として。

ここで解決方針で書かれている内容は、あくまでも供給側の話ばかりなんですね。需要についても何か書いていただけると。さっき50万㎡にするとおっしゃいましたが、その20万㎡増やす中身は何なんですか。チップにするんですか。そういうことも含めて。

(森林・林業分野総括室長)

当然木造住宅というのがメインであることは確かなんです。今、三重県の材の7、8割は木造住宅用なんです。では、木造率はどれだけかということ、50%ぐらいが今木造で建っています。そんな中で県の材を使ってもらったりするのは、例えば金融機関に協力をお願いして、三重の木というものがあるんですが、それをある程度使っていただくと、金融機関で住宅のローンを借りるときに金利を0.1~0.2%下げてくださいとか、そういうようなこともやりながら、今、木造住宅を増やしていると。

そういう対策のほかに、50万㎡という話の中では、当然新たな分野も探していかなければなりません。今、チップという話が出たんですが、地球温暖化防止でも化石燃料の削減がかなり謳われておって、今三重県でも木質バイオマス利用について電力会社と交渉しております。

それから、もう1つは、製紙の関係、紙の関係もあるんですが、これについても東海の製紙会社と、価格の面もございますので、試験的にどのような状態だったら価格が合うかというようなこともやっていて、50万㎡いこうと思うと、当然そういうバイオマス、チップで構造材というんですか、木造住宅相まってやっついていかないとと思っています。木というのは、地面に近いところは高級材というのか、家にもなりますし、ある意味、角材として使える。真ん中辺から上は段々安い材になっていって、先ほど言いましたようなチップ化して使うような、一本全部がきちんと使えるような仕組みを今考えているところでございます。

(委員長)

よろしいですか。では、委員お願いいたします。

(委員)

8ページの5の2の課題の解決方針のところですが、下から2行目で、処理水の生態系に及ぼす影響について分かりやすく説明できるものになるように努めてまいりますということで、ご考慮いただいている部分もあるなと思ったんですが。

1点、10月の委員会ときに提示していただいた調査の地点ですとか、そのあたりの統制ですとか、今後、その点も含めてどういうふうに環境調査のあり方を考えていくとか、そのあたり等がここには書かれていない部分でしたので、そのあたりについてどういうふうにお考えかお聞きしたいと思います。よろしくお願いたします。

(下水道室長)

まず、既存の調査を活用させていただいて、また、他機関の調査結果なども引用させていただいて、もうちょっと適切に整理すべきかなということは思っております。また、この点につきまして、なぜ問題になったか問題点について考えてみようということで、内部的に検討して、体系的にどう表現するかというようなところが整理不足だったと思います。だから、調査地点一つ取っても無駄なところもあるし、また必要なところも抜けていたというよ



うな部分があるかということで、ここにも少し書かせていただいておりますように、今、5つの処理場で稼動しておりますが、ここについてすべてのところで環境調査をしておりますので、まずはその洗い出しをしようということで、その作業を現在やっていると。

その中で、一番古いのは平成元年から動いておりますので、その前のアセス、新しいのは15年ということで新しいものです。ですから、事前調査、事後調査の点を取っても、またアセスの考え方も変わっておりますし、その辺のところ非常に調査項目とかにばらつきがあるというところがあって、すべて洗い出してみても、課題出しもしていかなければならないと現在考えております。

ただ、一つは生態系への影響という観点に関しましては、これも突き詰めていくとそういうことになるんですが、どうしても水質の調査項目に偏った調査を全般的にしております。これは伊勢湾という閉鎖性水域の中で、これの水質保全、また改善をしていこうという中で、CODなどの環境項目の目標を指標にやっているという部分があって、そのところに偏っているんですが。

ただ、それは突き詰めていけば生態系への影響とかの部分になってくるんですが、その辺のところの因果関係とかから入ってやってかないといけないかと。

もう1つ難しいのは、審査のときにも少し申し上げさせていただいたのですが、水質保全という複合的な話がございますので、下水道の要因が一体どこまであるかという部分も含めて、こういう点では調査地点が遠すぎないとか、近傍でもうちょっと見るべきじゃないか、この辺にもかかわってくるかと思うんですが。その辺も含めて、そもそも閉鎖性水域の水質環境を改善していこうという中で、下水道として役割をこれだけやりましょうということで、よりきれいな水を出していくことを目標にしていますが、その辺のそもそもの考え方から入っていかないと、この辺の分析はできないのかということで、現在、その議論を内部的にやったりということで、なかなかデータとかも含めてですが、数多く検討事項がございますので、現在、その整理をしているところでございます。

また、問題点等が明らかになった時点で、また先生のところへも相談に行かせていただきながら、ご助言いただいて、より分かりやすいものにしていきたく思っております。

また、もう1つ、下水道の効果という面で、せっかくご助言いただきましたので、今は1つは生態系への影響ということで海域のことをいろいろご助言いただきましたが、例えば河川への影響、もしくは身近なところで蚊やハエの発生とかもありますし、また、文化的生活とか衛生的生活という面での県民の皆さんがどうお感じになっているかというようなところも、これをきっかけにどう効果を分析していくのかも含めてやっていかないと思っております。

(委員)

どうもありがとうございます。いろいろと10月の委員会の指摘させていただいたことに対して、いろいろ方針を考えていただけてるようで安心しました。また次回、下水道関連のこういう議案上がってきたときに、その後どのぐらい反映させて調査のご説明いただけるかと

いうことで、楽しみにしておりますので、どうぞ今後ともよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

(委員長)

委員。

(委員)

委員のついでにですが、下水って水質の検査ばかりですが、底に沈殿している汚泥ですね、そういうようなものの中に有機物とか有機金属ですか、そういう害がないかどうかいうのを調べてから肥料として出されているのか、産業廃棄物として出されているのか。もし肥料で出されているのであれば、農作物にはとても影響があると思いますので、そういう汚泥物についてもきちっと検査はなさってくれるのでしょうか。

(下水道室長)

今、流域下水道の最終的に発生する汚泥につきましては、全量をセメント原料に使っております。あと、市町の持っている公共下水道で一部肥料等に使われておりますが、肥料につきましては、私の知ってる限りでは、欧米では結構農地利用は盛んになっているのですが、先ほどおっしゃられたように、日本では肥料に残留している有害物質があるんじゃないかというアレルギーがあって、なかなか活発に利用がされていないという現状があります。

ただ、その辺につきましても、農地利用するためには溶出試験という試験項目がありまして、そういうものでチェックしたうえでしか使えない形になっておりますので、現実的には影響はないと思われるのですが、アレルギーといったら言葉が悪いですが、そうなんじゃないかなど。この影響は、多分昔四日市ぜんそくとかで代表されますように、公害とかの関係で工場排水が入ってきてるんじゃないかとか、そんなのがあると思うんですが。実際、工場等の排水につきましては、当然大きな事業所は自己処理で、下水道に直接流すことはないというのと、また、小さい事業所につきましても、下水道で受入れるときには、その受入れ基準等もございますので、そのところでのスクリーンもかかっております。

むしろ、一般生活環境のほうが有害物質が多いという、県民の皆さんの生活の中で出されるのがというような話もございます。ただ、処理して最終的に肥料として汚泥を活用する段階につきましては、先ほども申し上げましたように汚泥の肥料の安全確認の基準がございますので、それを全部クリアしたものじゃないと市場に出ないという形になっております。

(委員)

ありがとうございました。

(委員)

道路事業でご質問があります。前回に第二伊勢道のことでもいろいろ伺わせていただいた

んですが、新しい志摩への道ができたから、皆さんがそちらへ流れるだろうと思われるかもしれないですが、おそらく今ある伊勢道路も、今後、遷宮もあるということもあって、交通量というのはさほど変わらないかもしれないかと私は思っています。そのときに、できたからそうなるだろうではなく、何かしら誘導というか、流すというようなことも入れていかないといけないかと思ひまして、現在の伊勢道路は大変道もくねくねしてしまひて、昔の道の作りなので大変道が狭いです。私もしょっちゅう走るんですが、とても危険な目に遭うことがよくあります。カーブなどで大きいトラックとかバスなどにすれ違うときには、ほとんど止まらないとすれ違えないときもあつたりしますので、例えば、今後もしかするとそういう案は出ているのかもしれないですが、将来的には道も悪くなってきますよね。路肩がどんどん崩れてきたりですとか、大きい車が通ることによって、舗装も何度もしなくちゃいけないというようなこともあると思うので、例えば、大きい車はあちらの第二伊勢道に行つてもらうというような流し方というの、一つの安全な道をつくる方法かと思つたり、私たちが走りやすいようにというのものもあるかもしれないですが、安全な道をつくる方法というのは、ある程度狭い通りにくい道には、通れない車というものもつくつていかなければ、今後あそこの道が広がる予定はおそらくないと思うので、元の道のほうは。せつかく新しくできた道なので、そういうふうなことも流す方向もあつたらいいのかなと思つたりもしました。そういうお考えというのは将来的なことなので分からないとは思ひんですが、そういうことはできるのかどうかというのでお伺ひします。

(道路政策分野総括室長)

貴重なご意見ありがとうございます。おっしゃるとおり伊勢道路は基準的にも古い基準でつくられている道路であるとともに、神宮の間を通つていることもあって、なかなか広げることには制約がある道路であります。なので、新しいバイパス的道路ということで第二伊勢道路を整備している状況でございます。

お伊勢さんに来られた方が志摩に行こうとしたときに、わざわざもう一度戻つてという形を取られるかどうかというのは、いろんなご判断が個人でおありと思うんですが、そういう中で、先ほど申し上げられたように、誘導的な部分というのはある程度PRをさせていただくとか、少し標識的な案内の中で、志摩へ行かれる方はこちらがスムーズですよということは案内図で出せるのですが、規制をかけるとなると、なかなかいろんな法律的な制約もまだまだあつて、決め手がないのが正直でございます。

例えば、大きな意味で申しますと、今、うちの県内、少し地域が変わりますが、東名阪が慢性的に渋滞をしています。実はそれは草津と亀山の間の新名神ができたこと。伊勢湾岸道路が四日市に接続しているということで、その四日市と亀山の間が東名阪しかない。ただ、やはり新名神、伊勢湾岸が非常に通りやすいので、元々少し迂回する形になりますが、現の名神高速、岐阜を通過して愛知を通過してというほうからかなり転換をされてきていると。それによって東名阪がすごく渋滞をしておりまして、遠くまで行く人は実際、時間的に考えると、名神を通つたほうが早い時間帯というのはたくさんあると思うんですが、やはり通りやすい

ということと距離が短いということで、皆さん入って来られる。これを名神へ法律的に大型車だけでも回せないかという声は、鈴鹿・亀山地域の例えばゴルフ場の方とか、たくさん要望をいただいております、そういうことができれば需要をコントロールできればいいですねと言われて、おっしゃるとおり、そういうのも正直あるんですが。

やはり道路というのは、利用者を制約するのがなかなか難しい部分がありまして、これはそういう誘導的なことがどこまでできるのかというのは、例えば料金で抵抗をかけるとかというのは諸外国の欧米とかではあるんです。例えば新しい名神、東名阪、伊勢湾岸道と通ると少し料金を上げて、現名神を通ると安くするとかというのは一つの料金政策としてはあるんですが、今、高速道路の料金というのは、少し国の検討が不透明な状況にありまして、そういうふうな料金政策を使うというのは一つあるんですが。こちらの場合は今度は伊勢二見鳥羽有料道路の有料料金がどうかかわるかという難しい要因が出てきまして、いろいろ難しいところばかり申し上げておりますが。

ただ、ソフトな部分の案内だとか、こちらを通るとこれだけ便利ですよというPRはしっかりすることによって、遠くから来られる方はできる限り第二伊勢道路を使っただけのように、こういう道路で行くとこれだけ便利ですよ、こういうふうにスムーズですよとか、そういう案内は道路への案内だけではなくて、例えば観光のマップや情報誌という部分でのPRはしていきたいと考えております。ご指摘の部分に真っ直ぐ答えられない部分が制度上あるんですが、そんな状況で現在は考えているところです。

(委員)

ありがとうございます。ぜひ観光PRの雑誌ですとか情報誌などをうまく使われて、遠くから来られた方たちが怖い思いをしないような道で、安全な観光ができるような誘導の仕方ができればと思いますので、よろしく願いいたします。

(委員長)

それでは、私から。先ほどのコメントに少し関連したところで、8ページの流域下水道の課題解決方針に関することですが、私らみたいな大学の人間というのは、できるだけ人のやっていないこと、新しいことをしてやろうと思うんですが、新しいことにはリスクがあるので、例えば県の行政の方が今までやってきたことをそのまましようとされるのは、非常に当然なことだと思います。生態系とか水質の観測ということで、それに反して、例えばちょっと理論が変わったりとか、どうも新しい物質が出てきて、それが危なそうだとか、どうもよく調べてみると、川の流れがここまで影響しているようだったとかいうときに、そういうのにもかかわらず迅速に測定項目を変えていただいたり、測定する場所を変えていただいたりというのを、早く変えて対応していただきたいというのが多分そもそもの話だったと思うので、そのあたりのところをよろしく願いいたします。そういうことを最後に申し上げたいと思います。

(下水道室長)

できる限り、そういう方向でやっていきたいと思ってます。ただ、経年変化というものを見ていくときに、データの蓄積がありますので、そのときに一つ、ここから始めてこれ以降というような、今、事業の進捗状況がそれぞれの処理区で異なっておりますので、その辺も含めていろいろ考えていかないと、せっかく取ったが、なかなか比較データにならないというふうなことも起こってこようかと思しますので、その辺も含めて検討していきたいと思します。

(委員長)

古くから取っていらっしゃるのは、多分ずっとやったほうが良いと思うんですけども。多分そんなこと言っていると、どんどん増えていきますが、そのあたりもいろいろご検討いただければと思います。

そしたら、時間も大分オーバーしておりますので、ここで事務局、休憩を取りますか。それでは、5分ぐらい休憩を取って、次の事後評価に入りたいと思しますので、休憩を取らせていただきます。

(休憩)

(委員長)

議事次第2の2の事後評価結果における今後の事業方針について、事務局から説明をお願いいたします。

## 2) 事後評価結果における今後の事業方針

(公共事業運営室長)

それでは、先ほどと同様に公共事業総合推進本部から順次、ご報告をさせていただきます。

(公共事業総合政策分野総括室長)

それでは、11ページをお願いします。事後評価につきましては、ここにありますように7件のご審議をいただいております。すべて事後評価の妥当性を認めるというご答申をいただいております。それについて、いろいろ合わせてご意見もいただいております。今回、再評価と同じように公推本部でいろいろ議論し、総括意見については事業方針として今回説明をさせていただきます。その後、それぞれの事業におきましては、また同じように各総括から説明をいただきます。

それでは、14ページ、よろしくをお願いします。アンケート結果の分析についてということですが、事後評価におきまして事業効果の説明に際しまして、昨年度も住民や施設の利用者に対してアンケートを実施してきたところですが、その手法、内容、分析

方法についていろいろご意見いただいております。そういう中で、12月20日、第5回委員会におきまして、今回の道路や街路事業においてアンケート等も説明させていただきまして、今回のアンケート結果の分析と対応については評価できるものであったということ、このような分析対応を今後の評価サイクルにおいて確実に実施されたいということでご意見をいただいております。これにつきましては、今後の対応方針ということで一番最後の2行でございますが、アンケートに更なる改善を加えながら、利用者や住民の意見を把握し、今後の事業に反映できるようにさせていただきたいと引き続き考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、各部の報告をさせていただきます。

(港湾・海岸室長)

県土整備部港湾・海岸室長の長谷川でございます。流域整備分野の総括室長であります花谷が、都合で出席できませんので、代わって説明させていただきます。座らせていただきます。

15ページ、16ページのまず、港湾改修事業についてでございます。審査対象事業は港湾改修事業の長島港西長島地区でございます。委員会意見としまして、昨年11月に開催されました第4回の委員会におきまして、事業の効果、今後の課題について、「事後評価の妥当性を認める」とのご答申をいただきました。

事業の背景としまして、長島港におきましては、漁船の大型化とか、陸上トラック輸送に対応するための広い施設用地の整備とか、係留施設の整備が求められておりましたので、こういった整備を西長島地区において行いました。

また、併せまして長島港においては、三重県の地域防災計画におきまして、耐震強化岸壁の整備が必要とされておりましたので、同地区の整備の中で耐震強化岸壁の整備を行って、震災時の緊急輸送の確保を図ったところでございます。

事業の対応方針につきまして、まず、事業の課題ですが、アンケートを取った結果、耐震岸壁を整備したこととか、そもそもこういった整備や事業について知らなかったというような意見がありました。また、地震とか津波への対応への不安というのもアンケート結果からうかがわれました。

その結果を踏まえまして、課題としましては、周辺住民や港湾利用者への港湾整備事業のより一層の周知でありますとか、想定される大規模地震等に対応する耐震強化岸壁の設置場所、あるいは目的等を住民の方へ啓発していく必要があると考えております。

そういった課題に対しての解決方針としまして、港湾施設におきましては、従来から漁業の活性化でありますとか、地元イベント、あるいは地域周辺住民や港湾利用者の方々から多種多様な用途で利用いただいているところでありまして、町の活性化に寄与することで、港湾整備事業そのものへの理解は得ているとは考えておりますが、アンケート結果等にありましたように、目的等分らないということもありましたので、今後、港湾整備事業を実施する際は、現場付近に事業の内容等を説明する看板を設置するなど、周辺住民や港湾利用者へ

の認知度向上を図ってまいります。

また、耐震強化岸壁の整備を行う際にも、関係部局、あるいは市町に対しまして、こういった岸壁をつくるということを適切に情報提供することで、住民の防災意識向上の一助としてもらおうとしております。

続きまして、17ページ、18ページの海岸事業についてでございます。事後評価の審査対象事業としましては2件ございまして、道瀬地区海岸と阿津里浜地区海岸でございます。委員会意見としまして、昨年12月に開催されました第5回の委員会におきまして、「両事業とも課題に対する対応方針を含めた事後評価の妥当性を認める」との答申をいただきました。また、併せまして、「海岸環境整備事業などの県民等による施設の利用を想定する事業については、完成後の管理の方法などについて、計画当初から住民参画による計画をされたい」とのご意見をいただきました。

海岸事業の背景としまして、この2つの事業とも海岸環境整備事業でございます。海岸の整備としまして、高波等から守るという機能に加えて、海岸の環境整備も併せて行った事業でございますが、まず、道瀬海岸につきましては、高潮・高波等の異常気象時における背後地の安全性を確保しつつ、景観及び利便性を考慮しまして、突堤、養浜を含みました面的防護方式による海岸保全対策を実施したところでございます。

阿津里浜海岸につきましては、同じように砂浜の侵食防止と浸水被害の防止を図る目的とともに、海岸環境の整備を行うことによって、地域の自然環境とか民間の便民施設と一体となって、海岸利用の増進を図ることを目的として、人工リーフ、突堤、養浜、緩傾斜護岸等を含めました面的防護方式による海岸整備を行ったところでございます。

事業の対応方針としまして、事業の課題ですが、これも海岸利用者のアンケートの結果、一部でごみが多いというような意見もありました。完成後の維持管理をどうしていくかにつきましては、計画する段階では、地元の市や町とは協議を行っておるんですが、地元の住民レベルでの参画を促してなかったということもございまして、委員会からの意見にもありましたような課題となったと考えております。

また、同じく、今度は背後の住民のアンケートからは、やはり整備しても津波に対する不安があるという意見がございました。この事業、津波に対応した事業ではないんですが、津波に対してはハードによる対策では限界がありますので、ソフト対策を中心に考えておるんですが、そういったことの周知、まだ不十分であることは課題であると考えてます。

こういった課題解決の方針としまして、まず、管理の方法ですが、海岸清掃については地域の住民の方による海岸美化ボランティア制度を活用していただいて、住民参画による清掃などを行っている海岸もありますが、今後はこういった維持管理だけではなく、完成後の利用とか管理の方法についても、計画段階から地元の市町に加えまして、地域の住民の方の意見も入れながら計画を立てていきたいと考えております。

あと、津波に関してですが、防災対策として地元と協議のうえ、海岸管理者としてできる必要な避難の啓発看板でありますとか、避難のための階段の設置等を行っていききたいと考えております。以上、港湾事業と海岸事業であります。

(住まいまちづくり分野総括室長)

失礼します。県土整備部住まいまちづくり分野の総括室長の奥野と申します。よろしくお願ひします。

座って説明させていただきます。

資料19ページ街路事業でございます。対象事業としましては、504番 環状1号 垂坂工区でございます。委員会からいただきました意見でございますが、平成22年12月20日に開催された第5回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「課題に対する対応方針を含めた事後評価の妥当性を認める」とのご答申をいただきました。また、合わせて「今後の歩道等の計画・施工において、バリアフリーについて十分留意されたい」とのご意見をいただきました。

街路事業の背景でございます。街路事業は、都市における円滑な交通機能の確保や公共空間を備えた良好な市街地の形成を図ることにより、安全で円滑な都市生活と機能的な都市活動に寄与することを目的としまして、市街地の都市計画決定された道路を整備する事業でございます。

今回の環状1号線は、四日市市内の国道23号線を起点とし、市内の北勢バイパスに至る約17kmの環状機能を有する都市計画道路で、昭和49年に都市計画決定されています。環状1号線街路事業は、付近の住宅開発に伴う交通混雑の解消と、有効な土地利用を図るため、平成7年度よりバイパス道路として整備を進め、平成16年度に完了し、平成17年度に供用を開始しているところでございます。

事業の課題でございます。住宅地域に整備する街路事業は、利用する歩行者等の安全で円滑な移動を確保することが必要であるため、バリアフリー化等の取組が必要であると考えております。

また、周辺住民のアンケートの結果、当街路事業については都市内交通の円滑化が図られ、地域の利便性が向上したものの、延伸部に当たる四日市市事業の環状1号線が事業中であり、現道に接続する交差点での渋滞緩和を求める意見を多くいただきました。

課題の解決方針でございます。街路事業は都市内において実施する道路の改築事業であり、従前のマウンドアップ形式から、歩道と路面の高さとの段差を少なくしたフラット形式に工法の移行を行う等、歩道のバリアフリー化を推進し安全で円滑に移動できる歩行空間の確保に努めてまいりました。

なお、当該路線の現道接続部等における渋滞につきましては、先線である環状1号線の四日市市施工部分が平成22年12月24日に供用を開始されたことによりまして、現在は緩和されてございます。

続きまして、21ページの公園事業について説明させていただきます。対象事業は、505番の亀山サンシャインパークと506番の大仏山公園でございます。いただきましたご意見につきましては、平成22年9月10日に開催されました第1回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、505番、506番、亀山と大仏山公園につきましては、「事業の効果、今後の課題につきまして、事後評価の妥当性を認める」とのご答申をいただきました。



また、合わせまして、これらの公園につきましては、次の4点の意見をいただきました。

1. 今後の都市公園事業の推進においては、防災機能を含めて県民が利用しやすいような取組を絶えず進められたい。2. 施設のバリアフリー化については、利用者の立場に立って、絶えず改善する取組みを進められたい。3. アンケートにおいては、具体的な長所・短所を収集する努力を進められたい。4. 費用対効果の分析においては、マニュアルにとらわれず現実に即した計算を行うこととのご意見をいただきました。

公園事業の背景でございます。亀山サンシャインパークは東名阪自動車道、伊勢自動車道、新名神高速道路、国道1号、国道25号が交わる交通の要所に位置しまして、ハイウェーオアシスとして利用者に快適な休息空間を提供すること、北勢地域等の住民にパーキングエリアとの一体化による利便性の高いレクリエーション空間を提供すること、大阪圏や名古屋圏の住民等広域利用が見込まれる中での地域のイメージを高め、活性化に資すること等の理由から事業が実施されたものでございます。

大仏山公園は、中南勢地域の核となる広域的なレクリエーションの場の提供、水と緑に囲まれたスポーツレクリエーションゾーンの形成、自然と古墳群を活かした公園整備等の理由から事業が実施されたものでございます。

次のページの事業の課題でございます。公園は、県民に快適な空間を提供する施設であるとともに、災害時の避難地となる等、防災面においても有効に利用できる施設である必要があります。また、誰もが安全で安心して利用できるよう常にバリアフリーに留意していく必要があると考えております。事業評価時のアンケート等について、具体的な情報収集を行うことも必要と考えております。また、公園の実体を的確に把握し、現実に即した事業評価を行うことが大切であると考えてございます。

最後に、課題の解決方針でございます。通常時の利用だけでなく、非常時にも公園が有効に利用いただけるよう、関係者との連携や情報共有に努めてまいります。また、多くの利用者に安心して利用いただけるよう、施設のバリアフリーが確保できるよう維持管理にも努めてまいります。アンケート実施の際には、長所・短所を具体的に収集し、維持管理に反映できるように努めてまいります。また、評価時の費用対効果分析は、原則としてマニュアルに基づいて行いますが、必要に応じ現実に即しまして柔軟な分析も行い、効果を分かりやすく説明していきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

(道路政策分野総括室長)

続きまして、道路事業についてでございます。資料は23ページからでございます。対象事業は、一般国道260号の下津浦拡幅でございます。この事業につきましては、昨年12月の第5回委員会における審査の結果、「課題に対する対応方針を含めた事後評価の妥当性を認める」との答申をいただいたところでございます。

事業の背景でございますが、3番の前段の部分は再評価の部分と重複しておりますので割愛させていただきます。この260号の南伊勢町木谷から神津佐の区間は道幅が狭く、急カーブ、急勾配が連続した未改良区間でございます。安全で円滑な交通が確保されておられ

んでした。このため、安全で円滑な交通の確保を図るとともに、緊急輸送道路としての機能強化を図ることを目的に、昭和63年から事業に着手し、平成17年度に完成供用をしております。

事業の課題でございますが、この下津浦拡幅工区と隣接します木谷地区では、道幅が狭く急カーブが連続している未改良区間が残っていることから、この区間、安全で円滑な通行に支障をきたしております。下津浦拡幅工区の事業効果を一層発揮させるためにも、この未改良区間の早期整備が必要となっております。

課題の解決方針としましては、この木谷地区の未改良の整備について、平成16年度から事業を進めておまして、平成22年5月に延長0.5kmを供用したところでございます。

引き続きまして、これと隣接します整備が整った区間を順次、部分供用をしていくなど、早期効果の発現に努めてまいりたいと考えてございます。道路事業の説明については以上でございます。

(公共事業運営室長)

ありがとうございます。事後評価対象事業の事業方針についての説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

(委員長)

今年度、委員会で審査を行いました事後評価対象事業につきまして、共通事項及び個々の事業について事業方針を述べていただきました。

委員の皆様、ただ今、いただいたご説明でご質問、コメント等ございましたら、挙手をお願いいたします。

では、委員。

(委員)

あらゆるところにバリアフリーという言葉が出てきたので、少し言わないといけないかなと思い、街路事業のことで、公園事業のことも、いろいろこのバリアフリーをふんだんに入れていただいております。

この街路事業のところの19ページの下の方にも書いてあるように、住宅地域に整備する街路事業は、利用する歩行者等の安全で円滑な移動を確保することが必要であるため、バリアフリー化等の取組が重要であると書いてくださっているので、そういったことを踏まえて、今後もこういった事業はさせていただけるのかなと心強く思うんですが、県や公共事業でこういうふうに歩道や安全な確保をしていただけるようになってきているのは大変ありがたいのですが、私たちが今まで道とか歩道のバリアフリーの調査をさせていただいたときに、すごく気になったのが実は歩道と車道をまたぐ横断歩道と公共事業の部分があまりつながっていないと。前も私ここで発言させていただいたことがあると思うんですが、横断歩道のゼブラを引く線と歩道がちゃんとリンクされていないときがときどきあります。

例えば横断歩道を渡った先には街路樹が立ってたりとか、ポールが立ってたりとか、はたまた縁石があったりとか。昨日だったか、ニュースでも歩道の側のところをちゃんと真っ直ぐ歩いて行けば歩道に入れるんですが、自転車枠を走ってくると、着いたところは縁石があって、よくケガをする人が出てきている事態があるのがニュースになってました。

そういうような形で、聞くところによると、ゼブラを引くのは警察なんですね。そういったところをもっと連携を取っていただいて、どちらがどう歩み寄るのか、お互いに歩み寄らないといけないんだとは思いますが、せっかくいいものをつくっていただいても、そういったところがリンクされていないと、使えるものも使いにくいというか、ケガをしてしまうようなこともありますので、今後、こういった横断歩道、歩道をつくっていただく際には、ちょっと違う県と警察というふうな形で、似通っているようで似通っていないのか分からないですが、ぜひ、横のつながりを深くつくっていただいて、本当にここに書いてあるような安全で円滑な移動ができる方向へぜひ進めていただけたらと思います。

(住まいまちづくり分野総括室長)

ご意見ありがとうございます。私どもつくるときには、そういったところも十分注意しながらも思っているんですが、やっぱり現実にはなかなかそううまくいってないというところもあるのかなと思っております。これはご指摘のように関係者が十分事前の連携を取って、きちっと支障のないように、その点十分注意してつくっていきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

(委員長)

では、委員お願いいたします。

(委員)

海岸整備事業の18ページについて、ここの住民参加の目的が結果だけを書いてあるような気がするんで。住民に完成後の維持管理をさせるために計画段階から参加させるというようになことしか読み取れない。

そうじゃなくて、計画内容に住民の意見を反映させるということが重要なんであって、その結果、自ずと住民は維持管理にも協力してくれるはずなんですね。維持管理をさせるために住民参加があるんじゃないなくて、計画内容に住民の意見を反映させていくと。公共事業ですが、ある意味では地域施設みたいなものですから、そこにボトムアップみたいな計画策定をやってほしいという趣旨なんです。これだけ読むと、維持管理をさせるために住民参加が必要だというふうにしかな読み取れないので、その辺を言いたいと思います。

(港湾・海岸室長)

もちろん委員のおっしゃるとおり、事業そのものの計画段階から住民の意見を取り入れて計画していくということも当然です。

ただ、今回、意見の中に完成後の管理の方法ということ、今まであまり管理については、計画段階から住民の意見を聞かずにつくってきたという反省点ありましたので、その部分に特化して書かせていただいたというもので、もちろん事業の内容については知らないというわけではなく、それはもちろん住民の方も意見も聞いてやっていくという、そのとおりでございます。

(委員長)

では、委員。

(委員)

もう1つ、18ページの一番最後の避難啓発の看板と避難階段設置というのは、今、もうあるんですよね、ないんですか。

(港湾・海岸室長)

順次、整備しております、危険なところから設置しております。

(委員)

そうなんです。できるだけ早くこっちのほうはしないと、いつ来るか分からないのに、これからしようと思ってたんですではいけないので。

それと、どんな看板か分からんのですが、ちゃんと統一した看板をしてもらおうと思うんですが、どうぞ住民の人たちにこの看板ですよと言われてもらわないと、私たちが防災訓練するんですが、どんな看板か分からんというのが大半なので、ぜひそれをお願いしたいと思いません。それと22ページのはじめの災害時の避難地となるとありますね。22ページの一番初めの行ですが、その場所にここは避難所ですよという看板は立っているのでしょうか。

(港湾・海岸室長)

先に海岸のほうから。主なところというか、必要なところはほぼ階段も既に進めております。看板につきましても、県内統一して黄色をベースに、津波が襲ってきたら逃げましょうということが分かるような絵で、あと、

(委員)

津波の波が来るような絵で。

(港湾・海岸室長)

逃げるというので、波が襲ってきたところを逃げるような絵で看板ですね。

(委員)

ここは津波が多いですよというのは、波が一つだけしかないんですよ。

(港湾・海岸室長)

そうですね。どうしてもスペースの形あります、波になりますが。

(委員)

スペースじゃなくて、ここは津波が多いですよという看板は、階段があつてじゃなくて、波が1個あるのが津波の看板なんですか。

(港湾・海岸室長)

津波が来て人が逃げるといような絵の看板です。階段じゃなくて、看板ですね、県内統一した看板で設置させていただいています。

(住まいまちづくり分野総括室長)

公園の避難地の関係ですが、避難地の指定というのは、ご存じのように市町が避難地を指定するということですので。今回の対象になってます亀山と大仏山について確認したところ、市の避難地指定はしてないということです。公園については看板は立ててないとは思いますが、ただ、公園一般として、そういった県営公園の中で避難地指定がしてある公園であれば、そういった看板は当然立てておるものと思っておりますし、また私どもも立てる必要があると考えております。

(委員)

災害時の避難地となると書いてありますね、ここに、1行目。公園は県民に快適な空間を提供する施設であるとともに、災害時の避難地となるなど、防災面においても有効にどうと書いてあるんですが、それが、いや、もう鈴鹿市が指定してないので、これはちがいますよねというんじゃないかと、もしこれが避難地になるんだったら、どうぞ亀山市にもかけ合うなりなんなりして、これをもし避難所に指定しますよというんだったら、一般の道路からこの公園に入る道ありますね、そこにもしてもらわないと、そこは車で通る人のみの避難所になるのか私は分らないですが、そういうことをきちんとしてもらうほうが住民として、安心・安全と言いつつ、これは亀山市ですわじゃなくて、していただくありがたいという意見です。

(住まいまちづくり分野総括室長)

その辺、また市のほうと十分連携しながら詰めていきたいと思っております。

(委員長)

委員

(委員)

先ほども質問があった街路事業のところをお願いいたしと思います。前の会議のときにアンケートの結果のなかで、できあがったばかりなのに、段差があつて怖いとか危ないとかいう件数が結構あつたと思うんですが、そのときに質問を皆さんでした中で、どうして段差があるんだうんぬんのことで、見に行っていないから見に行きますとかいうようなお答えがあつたと思うんですが、その答えが、この20ページの一番上の1行目からの、従前のマウンドアップ形式から、歩道と路面高さとの段差を少なくしたフラット形式に工法の移行を行うということで、これを進めているというのが答えなんでしょうか。段差があつて怖いとおっしゃっている意味合いの具体的な理由の、ところですが

(住まいまちづくり分野総括室長)

現実に現場は確認しております担当者のほうからご説明させていただきます。

(都市政策室)

後ろから失礼いたします。まず、前回の事後評価の前にも、私ども一応現場を見させていただいて、再度、見に行かせていただきました。やはり段差というか、デコボコというのがアンケートの項目にありましたので、現場を見させていただきますと、やはり車道より一段高いマウンドアップ、これは昔よくやっていた工法です。それから、今は歩道と車道が一緒ぐらいの高さになる、フラット形式と呼んでおりますが、これつくった当時は、私も形式の変わる時期を挟んでいたと記憶しております。そういったことで、現場においてはフラット形式とマウンドアップ形式が混在しておりました。やはりマウンドアップ形式というのは、一段、車道より高くなっておりますので、その場所で道路に面した家とか店に入るために、車道側から切り込みをつくってくと、斜めに上がっていかないといけなくなる。車道から一段高い歩道の端っこまで上がらないといけないので斜めが入ります。それを道路の例えば進行方向に歩いていくと、我々乗り入れと呼んでいる、車が入っていく口のところがスロープ形状が現場にも見られまして、これはマウンドアップ形式の場合の特徴となっております。

そのマウンドアップ形式、抜本的に解決するのは非常に難しいと考えております。といたしますのは、家が道路の横に建っております関係上、そこを全部下げていくというのは非常に難しいことで、抜本的なものはなかなか手を付けられない状態なんです、かなり前からなるんですが、フラット形式のほうが増えてきておりますので、徐々に良くなるおと理解してございます。

(公共事業総合政策分野総括室長)

質問の趣旨が、この現場をマウンドアップからフラットに直してくれるんですかという質問ではないんですか。

(都市政策室)

それは、現場のマウンドアップ形式をフラット型に直すのは非常に困難であると考えてございます。ただ、新しくつくるものに関してはフラット型ということで、歩道のデコボコという面の欠点は解消されてくるかと思いますが、できてしまったものはなかなか直らないというのが現状でございます。

(委員)

直すのはそうですね、設計段階から違うんですから無理だということですね。ここの歩道はデコボコがありますので気をつけてくださいとか、そういう雰囲気になるわけですね。今後良くなるというのは、新しくできるところはフラットでということ。アンケートの欄にデコボコがあってという件数が多かったものですから、気になっておりましたが。何か解決法がないというのは残念な部分かと思いますが、昔からできているところはそういうことですか。正直な答えはそういうことだという認識をしないといけないかなと思います。

それから、もう1点、歩道をつくる際に信号機をつけるのは警察の仕事なんですが、ただ、そこに歩道のゼブラを描くということは、道路の設計段階から分かっているんじゃないかと思うんですが。ゼブラを描くのが警察だから、県は知らないよというんじゃないかって、最初から、ここは歩道のラインを引くのが分かっているれば、先ほど委員が言われたようなことはおこらないのかなと。よく分からないんですが、警察のことだから協議していくということで、具体的にどの場面でどうなるんでしょうか。こういう道路ができてきます。ここに歩道のゼブラを引きますと。警察の予算というのは、それを描くだけだったと思うんですね、確か。そこで警察がするからというんじゃないく、こちらは県土整備部がここに歩道ができるから、それに対応したようにする、ということになるのかと考えるんですが。すいません、質問がおかしいかも分かりませんが。今のお話をどのように思いますか。

(公共事業総合政策分野総括室長)

少しまとめてお話しさせていただきますと、道路を計画するときに、大きい交差点、特に信号機が付くような交差点については、設計段階で交差点協議、警察に事前に協議をかけて県警本部の公安委員会のOKをもらいます。そのときには計画上赤色で交差点の位置や角度を修正したり、そういうことを現実に行って、そのうえで最終的にラインを引くときも公安委員会の立ち会いのもとで引いていただくというのが、大きい交差点ではそういう協議は別途させていただきます。

ただ、委員が言われるように、歩道とか自転車道とかで一部突き当たりなんかがあるという状況があることから、そういう細かい面について協議を今後ともして行ってほしいという

意見だったものですから、担当も極力細かいところもさせていただくという返事をさしていただいと。大きいところにはそういう協議はしておるんですが、なかなか本当にうまくいっているのかというのは問題はあるとは思いますが。

(委員)

大きいところは次年度に道路ができるから信号機が付くといっても、予算が限られてるので、付くのはすぐなのかどうなのか分からないけれども、道路計画のときから。

(公共事業総合政策分野総括室長)

計画の段階で用地買収をする前から協議をかけて、交差点改良をさせていただいているという現状です。

(委員)

分かりました。また今後、いろいろ協議していただいて。

(委員)

21 ページと 22 ページですが、委員会意見で付帯意見として、2 の施設のバリアフリー化については、利用者の立場に立って対策と改善を進められたいとつけました、このきっかけになったのは、車椅子用トイレの入口の段差と、側溝のふたに鉄板が敷いてあって、一応車椅子の人のトイレがありながら、これはちょっと車椅子では入れないじゃないかということだったわけです。それがきっかけで意見を書かしてもらって、今日いただいた解決方針は、「バリアフリーが確保できるよう維持管理に努めます」という表現になってるわけです。「努めます」ということは、確かあのときは緊急の課題だったんじゃないでしょうか。その辺、このバリアフリー問題ですけど、そのときから今日までの間で対応されたことをお伺いしたいのですが。

(公共事業総合政策分野総括室長)

これはサンシャインパークの入口のことだったんじゃないですかね。

(委員)

サンシャインパークです。

(住まいまちづくり分野総括室長)

サンシャインパークですが、地盤がちょっと下がったというんですか、それで段ができたのと、側溝の網の目のところでちょっと通りにくいというところ。



(委員)

写真を見せてもらったときはそうじゃなくて、トイレがあって、地面があって、ブロックとの段差があったんですね。その手前に溝があった。その地面が下がったとかいうんじゃない、ブロックの塊というんですかね、ブロックの段差がもう既にあったということです。

(公共事業総合政策分野総括室長)

だから、具体的にその段差は解消されているのかどうかのご質問なんです。

(委員)

「努める」と書いてあったので。「努めます」と書いてあることに質問しているんです。

(都市政策室)

すいません。サンシャインパークのトイレの前の段差の件、写真があって、バリアフリーですと言った写真にもかかわらず、段差があったとよく覚えてございます。

この件につきましても、応急処置的に段差を解消する手当はしております、またこれも私も現場のほうへ行って確認してまいりました。現場で見ますと、やはりちょっと写真は影がかなり濃く写ってたので、大きい段差のように見えたんですが、そんなに大きな段差ではないと思っておりますが

(公共事業総合政策分野総括室長)

言い訳はいいから、やったの。

(都市政策室)

直してございます。ただ、抜本的に全部打ちかえるところまではできていませんので、応急処置的で、ちょっと見た目はどうかと思いますが、滑らかになっておりますので通れるようになっていると思っております。

(委員)

溝の鉄板も変えてもらったということですか。

(都市政策室)

鉄板と言いますと、

(委員)

確か網目の、私は文系なんでうまく言えないんですが、グレーチングというんですかね。

(都市政策室)

これはまだ今は現場このままあるんですが。

(委員)

そこで滑りますよね。確かそれが問題だったと思ったんです。このグレーチングで車輪が滑り、その次に向こうへ行ったら段差があったという話だったと思ったんですが、違いましたかね。

(都市政策室)

そうですね、段差のほうも。

(委員)

グレーチングはまだ変わってない。

(都市政策室)

ええ。グレーチングはまだ現在でも置かせていただいております。

(委員)

溝に入ってしまうと、車輪がうまく抜けないという危険性はまだ残っているということですね。つまりバリアフリーになってない。

(公共事業総合政策分野総括室長)

グレーチングについては対応してないのかな。

(都市政策室)

まだグレーチングは。

(委員)

対応されてないんですか。

(公共事業総合政策分野総括室長)

今のは段差については、補修するのにコンクリートの養生のために入らないようにさせてもらっている写真で、グレーチングというか鉄板のふたについては、はっきり言うと、対応してないと。

(委員)

分かりました。車輪は大丈夫なんですかね。車椅子とグレーチングは大丈夫なんですかね。確か委員会で見つけられて危ないという話からだったと思います。

(委員)

グレーチングに関しましては、網目をご存知のように太いと、前のタイヤのキャスターの部分が引っかかってつまづくということがありますので危険なんですね。本当は直してほしいんですけど、応急処置的にはタイヤの進行方向側を、これです。この横のほうは多分大丈夫なんですけど、この真ん中の古いタイプのもが多分、ちょっと車椅子だけに限らずですね、杖つかれた方とかがはまる可能性はありますね。あと、視覚障がい者の白杖とかもそうなんですけど、引っかかる。女の人のヒールもね、サンシャインパークにヒールで来るなど言われたかもしれないんですけども、いらっしゃいます。夏場などはサンダル履いたりする女性なんかここに引っかかったりとかしますんで、サイズがあるのかどうか分からないんですけども、直していただくなり、応急処置的によくやるタイプでは、水はけの問題とかもありますけど、ゴム地のものを敷くとか、薄いものですね、あまり段差にならないようなものを敷くとか。これちょうど正面になるんですね、見る感じでは。

(公共事業総合政策分野総括室長)

トイレの正面です。

(委員)

正面。誘導を変えていくとか、道をうまくこの上を通らないような形にしていく方法とか、いろいろ考えられると思いますので、もしよければ伊勢志摩バリアフリースーツアーセンターでアドバイスさせていただきます。

(公共事業総合政策分野総括室長)

それについては対応させます。

(委員)

ありがとうございます。

(公共事業総合政策分野総括室長)

管理します。

(委員長)

「努めます」を「します」に直していただいたほうがいいということですね。

委員会の総括意見に関しまして、アンケート結果の分析についてお答えいただきましたが、県でやってらっしゃるこういう事業の後のアンケートというのは、大体アンケートをする段階、もしくはまとめる段階というのは、それなりのコンサルタントに出されるのか、それとも各事業主体でやってらっしゃるのか、どちらなのでしょう。それぞれでしょうか。

(事務局)

今回の道路事業に関しましては、各事務所のいわゆる直営の集計作業等をしております。それ以外の港湾・海岸と公園、それから街路についてはコンサルタントに委託しています。

(委員長)

何でお聞きしたかったかという、お金の話もあると思うので何でもかんでも委託というわけにはいかないとは思いますが、委託にもいわゆる紙を配って集めて、今であればエクセルの集計だけをするコンサルもあれば、ある程度そのアンケートにはアンケートの理論がちゃんとあって、どういうアンケートしたら効率的で、どういうアンケートすれば、その後で、非常に答えが使えるかというようなことまで考えてくれるところもあるかどうか、三重県にあるかどうかは知りませんが、そういうこともあれば、県でこういうアンケートが非常に後で事後評価で使えるようなアンケートができる業者を育てるとか、一緒になって、それが全部県庁さんの中でできるのであれば、そういうことを考えられればいいと思うんですが。そういうこと、各事業主体バラバラにやらずに、統一的にやられて、非常にアンケートいい答えが出てというふうに変えていかれるといいかなと思いました。

(公共事業総合政策分野総括室長)

今、事務局と自分も考えているのは、再評価の対応方針を前回ご説明を、例えば、公園でしたら、特段でやらなかったとか、少し抜けている部分もある。というのは逆に言うと、事務局の指導も悪いんじゃないかと。例えば、アンケートでどういう、今まで、去年もこういうアンケートをしなさいというようなことをご指摘いただいている。そのようなことをきちっと事業者伝えていく仕組み作りがあるんじゃないかという思いがしてまして、様式の中に一回マニュアル的に過去の指摘事項を書いたり、いろいろなそういうことを考えてほしいということで、来年に向けて今検討をさせているところです。

そういう中で、例えば、直接的に事業者を指導するという中で、その指導が業者に言えるような、もしくは自分でやれるような仕組みをちょっと検討したいと思っています。

(委員長)

ありがとうございます。では、それでよろしく願いいたします。

それでは、時間のこともございますので、では、最後に委員。

(委員)

今年から一括交付金の部分もあるという話をお伺いしまして、思いついたことは、B/Cで無理やりに数値化するのではなくて、定性的な評価、例えば、道路整備で観光とかその他の効果も評価しろという話があったわけですから、そういう定性的な評価も重視していくという裁量権は県にはないんですか。やっぱり数値化してやらないと国交省が怒るんでしょうか。

(公共事業総合政策分野総括室長)

今までは、補助金ということで国がマニュアルを決めてきたという中で、今後は一括交付金ということであると、県にその評価も任せられる。事業の選択も任せられるという方針に切り替わってきます。そういう意味で部長が最初に言いました、この評価委員会も非常な重みが出てくるというお話をさせていただいたように、今、委員が言われるように、県でそのようなことも加味しながら選択をしていくという形になるという理解をしております。

(委員長)

では、これで議事を先に進めさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは議事次第3番について、事務局お願いいたします。

(公共事業運営室長)

ありがとうございました。それでは、議事次第3の平成23年度公共事業再評価及び事後評価実施予定事業について、事務局から来年度の諮問予定案件を考査していただきます。

### **(3) 平成23年度公共事業再評価及び事後評価実施予定事業について**

(事務局)

それではインデックスの5番、資料5をご覧ください。平成23年度三重県公共事業再評価対象事業一覧予定でございます。資料5にありますように、来年の再評価は5件を予定しております。

次にめくっていただきまして、資料6でございますが、平成23年度公共事業事後評価実施予定事業ということで、6件あります。ご覧のとおり予定されておりますので、来年度の諮問予定案はこのとおり、よろしくお願いいたします。

(委員長)

今、ご説明いただきました来年度の審議案件の予定ですが、ただ今のご説明につきまして、何かご意見、ご質問、ご質問ございませんでしょうか。特に無いようでしたら、ほかに事務局何かございますでしょうか。

(公共事業運営室長)

特にその他としてございませんので、最後、今回の第6回の委員会、今日で本年度の最後ということでございますので、委員長から総括的にお話をいただければありがたいというふうに、よろしいでしょうか。

(委員長)

委員の皆さん、どうもありがとうございました。それから事務局も、それから、各事業主体の皆様もご説明いただきまして、いろいろ質疑に応答していただきましてありがとうございました。最後にこういう一言ということは事前に言われておりましたので、何か話をしようかなと思っておりましたんですが、話しようと思った内容をつい直前に委員と事務局長の間でされてしまいましたので、簡単に。

要するに、今日のアンケートというのは、政治のアンケートを見てても、来年どなたが政権とっていらっしゃるかわからないという状況ですが、どなたがやっていたら、もうお金がないというのは国民皆知っているわけで、先ほどのその道路とか林道とか、いろんな話が出てきてますが、もちろん私も昨日も山に行きましたが、どんどん山に入っていくと、どんどん道が細くなっていってとなると、やっぱりここも舗装してほしい、太くしてほしいと思うんですが、右肩上がりですと国が強くなってきた時代と違って、いい言葉で言えば成熟してきた時代ですので、もうこの後、どんどん公共事業を大盤振る舞いするようなことはできなくなってくるのは明らかだと思います。

そうすると、結局いかにその県民に資するか、いかに結局のところ、B/Cという言葉を使えば、さっきちょっと委員から言われてましたが、B/Cだけでもいいのかどうかという話は置いて、いかにベネフィットが大きいことをやるのかという各事業主体、それから、事業主体の中でも結局競争になって、いいものから順番に取っていくというようなことをせざるを得ないのかなと。これは県だけと違って、私がおります大学でも、これから学生に対してサービスを非常によくやっているところから順番に残っていくというふうにせざるを得ないのだと思います。

そういうときに、今のB/Cだと、すべてのベネフィットをちゃんとカウントしてないと。どう見ても、国のマニュアルのままやると、これが抜けているようなことが、これのもっとほかに効果があるんじゃないんですかという話が今年委員会からいろいろ出てきて、それにももちろん、国が出しているマニュアルに忠実に従って各県ではやるもんだというの理解できるんですが、そこを非常に曲げて、それ以外の効果というのを何とかがんばって出してくださったんだと思います、今年。そのあたりのところを我々の委員会が要求して、それからそれに対して、県のほうはうまく応えてくださったというふうには思いますが、この動きをどんどん後退しないように、できれば最終的には県で独自の指標を出すとか、そういうふうなことまで、なかなか難しいとは思いますが、できれば、それこそいろんな事業でどれが一番必要なのかというようなことが、非常に明確な指標で量られるということになればいいかなと少し思いました。

そういうことにつながれば、今年の委員会の活動はそういうことにつながったかなと、委員会の代表として自画自賛させていただきたいと思ひまして、これで私の総括意見を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

#### (4) 閉会

(公共事業運営室長)

委員長、大変ありがとうございました。委員の皆様方にも6回にわたる委員会、大変ありがとうございました。

これで委員会を閉じさせていただくわけですが、委員の中には2年間の任期を満了していただく方もおみえになりますが、委員の皆様方、また引き続き、今後ともよろしくご指導いただき、あるいは応援もいただきたいと思います。本年度、どうもありがとうございました。